

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の概要

目的（§ 1）	不適正な土砂等による土地の埋立て等の防止	
定義（§ 2）	土砂等・・・土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物（廃棄物を除く。） 土地の埋立て等・・・土地の埋立て、盛土等の他、土地における容器を用いた土砂等の保管を含む。	
関係者の責務等（§ 3～7）	土地の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土地所有者等及び府の責務を規定	
埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止（§ 8、9）	すべての規模について、埋立基準（＝土壌環境基準）に適合しない土砂等を用いた埋立て等を禁止 埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれがあるときや埋立て等を確認したときは、 停止や除去等を命令	
土地の埋立て等の許可等	土地の埋立て等の許可（§ 10～12、14）	3,000m ² 以上の土地の埋立て等を行おうとする者については、 許可を受けることを義務付け （土地造成等での区域内移動や国・地方公共団体等が行う場合等について、一部許可の適用を除外）
	住民への周知（§ 13）	許可の申請をしようとする者は、その概要について、 周辺の地域の住民に対し、必要な周知を図る。
	着手等の届出（§ 14、15、22、23）	埋立て等に着手したとき、軽微な変更等があったとき、埋立て等を完了・廃止・休止・再開したとき等の届出を義務付け
	展開検査、土壌調査（§ 16、17）	搬入した土砂等については、 毎回、展開検査し、不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない。 埋立て等区域内の土壌については、 3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け 展開検査及び土壌調査の結果を3月ごとに知事に報告
	施工管理者、標識、帳簿等（§ 18～21）	施工管理者の設置、所定事項を記載した標識の掲示、所定事項の帳簿への記載、帳簿等の備付け・開示等を義務付け
	命令、許可取消（§ 24～26）	無許可行為や埋立基準違反等 に対しては、 中止や除去等を命令 無許可変更や命令違反等 は、 許可取消
報告徴収、立入調査（§ 28）	土地の埋立て等の状況などについて、 報告徴収や立入検査 を行う権限を規定	
公表、罰則（§ 29、35）	条例違反による 行政処分等 の内容を公表 無許可行為、命令違反等 に対して 罰則 を適用	
その他（§ 32、附則）	京都市域 については、この条例を適用しない。 21年10月1日時点で、 既に土地の埋立て等を行っている者 については、 本年内は許可の義務づけを猶予	